

四半期報告書

(第81期第3四半期)

自 平成27年7月1日

至 平成27年9月30日

ヤマハ発動機株式会社

(EDINETコード : E02168)

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	10
1 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) ライツプランの内容	10
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(6) 大株主の状況	10
(7) 議決権の状況	11
2 役員の状況	12
第4 経理の状況	13
1 四半期連結財務諸表	14
(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	16
四半期連結損益計算書	16
四半期連結包括利益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18
2 その他	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報	22
四半期レビュー報告書	23

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月9日
【四半期会計期間】	第81期第3四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	ヤマハ発動機株式会社
【英訳名】	Yamaha Motor Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳 弘 之
【本店の所在の場所】	静岡県磐田市新貝2500番地
【電話番号】	(0538)32 - 1103
【事務連絡者氏名】	財務部長 松 下 貴 彦
【最寄りの連絡場所】	ヤマハ発動機株式会社 渉外部 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内マイプラザ15階
【電話番号】	(03)5220 - 7200
【事務連絡者氏名】	渉外部長 篠 宮 孝 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第80期 第3四半期連結 累計期間	第81期 第3四半期連結 累計期間	第80期
会計期間	自 平成26年 1月1日 至 平成26年 9月30日	自 平成27年 1月1日 至 平成27年 9月30日	自 平成26年 1月1日 至 平成26年 12月31日
売上高 (百万円)	1,124,627	1,214,209	1,521,207
経常利益 (百万円)	75,466	101,229	97,279
四半期(当期)純利益 (百万円)	52,483	48,996	68,452
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	64,543	30,244	108,235
純資産額 (百万円)	473,745	510,872	503,224
総資産額 (百万円)	1,190,377	1,265,030	1,310,040
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	150.32	140.31	196.06
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	150.31	140.30	196.04
自己資本比率 (%)	36.4	37.4	35.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	84,304	54,905	93,618
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△49,881	△44,199	△72,470
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△35,350	△37,425	△8,908
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	121,182	112,799	137,294

回次	第80期 第3四半期連結 会計期間	第81期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成26年 7月1日 至 平成26年 9月30日	自 平成27年 7月1日 至 平成27年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	57.99	△8.98

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高に消費税等は含まれていません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間の売上高は1兆2,142億円（前年同期比896億円・8.0%増加）、営業利益は1,000億円（同290億円・40.8%増加）となりました。

先進国事業においては、二輪車事業での高価格商品・グローバルモデルの増収効果や輸出に伴う円安効果、マリン事業での大型モデル販売増加や円安効果などにより増収・増益となりました。一方、新興国事業においては、ベトナム・フィリピン・台湾での販売増加、高価格商品の販売増加やコストダウン効果がインドネシア・ブラジルでの販売台数減少を吸収し、売上高は前年比で増加、営業利益は前年並みを確保しました。

経常利益は1,012億円（同258億円・34.1%増加）、四半期純利益は490億円（同35億円・6.6%減少）となりました。

四半期純利益は、「移転価格税制に関する事前確認（APA）」についての日米相互協議の進展を受け、日米間の所得配分調整による米国での税金支払予定額349億円を見積り計上したこと（*）、繰延税金資産166億円を追加計上したことなどの一時的要因により、183億円減少しました。

なお、第3四半期連結累計期間の為替換算レートは米ドル121円（前年同期比18円の円安）、ユーロ135円（同5円の円高）でした。

(*)19ページ「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項」の(追加情報)をご参照下さい。

セグメント別の概況

〔二輪車〕

二輪車事業全体では、売上高7,713億円（前年同期比473億円・6.5%増加）、営業利益289億円（同113億円・63.7%増加）となりました。

先進国の販売台数は、「YZF-R1」や「MT-09 TRACER」などの新商品投入効果により北米や欧州で増加しました。

新興国の販売台数は、ベトナム・フィリピン・台湾などで増加し、インドネシア・ブラジルでは市場低迷の影響などで減少しました。

売上高は、新商品効果や新興国における高価格商品の販売により増加しました。営業利益は増収効果、コストダウン、円安などの増収要因が新興国通貨安や開発費増加などの減収要因を吸収し、増収となりました。

〔マリン〕

マリン事業全体では、売上高2,327億円（前年同期比235億円・11.2%増加）、営業利益502億円（同126億円・33.3%増加）となりました。

北米での大型船外機やウォーターバイクの販売台数増加、円安効果などにより増収・増益となり、営業利益率20%を上回りました。

〔特機〕

特機事業全体では、売上高1,106億円（前年同期比136億円・14.1%増加）、営業利益90億円（同35億円・64.0%増加）となりました。

北米におけるレクリエーション・オフハイウェイ・バイク（ROV）の新商品投入効果などにより、増収・増益となりました。

〔産業用機械・ロボット〕

産業用機械・ロボット事業全体では、売上高364億円（前年同期比69億円・23.5%増加）、営業利益65億円（同18億円・38.2%増加）となりました。

サーフェスマウンターの販売台数が日本・アジアで増加したことにより、増収・増益となりました。

〔その他〕

その他の事業全体では、売上高632億円（前年同期比18億円・2.8%減少）、営業利益54億円（同1億円・2.2%減少）となりました。

電動アシスト自転車の販売台数は、国内出荷・海外輸出とも増加しましたが、自動車用エンジンの出荷は減少しました。

なお、各セグメントの主要な製品は以下のとおりです。

セグメント	主要な製品
二輪車	二輪車、中間部品、海外生産用部品
マリン	船外機、ウォータービークル、ボート、プール、漁船・和船
特機	四輪バギー、レクリエーショナル・オフハイウェイ・ビークル、ゴルフカー、スノーモバイル、発電機、除雪機、汎用エンジン
産業用機械 ・ロボット	サーフェスマウンター、産業用ロボット、電動車いす
その他	自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、電動アシスト自転車、産業用無人ヘリコプター

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前期末比450億円減少し、1兆2,650億円となりました。流動資産は現金及び預金などの減少により同232億円減少し、固定資産は為替換算影響による有形固定資産や長期貸付金などの投資その他の資産の減少により同218億円減少しました。

負債合計は、借入金の返済や為替換算影響などにより同527億円減少し、7,542億円となりました。

純資産合計は、四半期純利益490億円、配当金の支払166億円、為替換算調整勘定の変動295億円などにより同76億円増加し、5,109億円となりました。これらの結果、自己資本比率は37.4%（前期末：35.1%）、D/Eレシオ（ネット）は0.5倍（同：0.6倍）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

税金等調整前四半期純利益1,003億円（前年同期：764億円）や減価償却費330億円（同：273億円）により、たな卸資産の増加220億円（同：186億円の増加）やカナダでの卸ファイナンスの自社運営開始に伴う債権買取などによる売上債権の増加131億円（同：14億円の減少）はあったものの、549億円の収入（同：843億円の収入）となりました。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

主にインドでの生産能力増強の為の設備投資など、固定資産の取得による支出492億円（前年同期：447億円）などにより、442億円の支出（同：499億円の支出）となりました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

借入金の返済や配当金の支払などにより、374億円のマイナス（前年同期：354億円のマイナス）となりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間のフリー・キャッシュ・フローは107億円のプラス（前年同期：344億円のプラス）、現金及び現金同等物の四半期末残高は1,128億円（前期末比：245億円の減少）となりました。当第3四半期連結会計期間末の有利子負債は3,644億円（同：392億円の減少）となりました。なお、有利子負債には販売金融に関する借入金が1,845億円（同：21億円の減少）含まれています。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の事業領域である、二輪車事業、マリン事業、特機事業等において、多くの世界市場をリードする商品を生み出してまいりました。独自技術の開発には長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独創性の高い技術・ノウハウの蓄積、開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、当社の競争優位性をさらに向上させており、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。また、当社の活動領域は事業活動のみならず、社会貢献活動、環境保護活動等に及んでおり、これらがシナジー効果を生むことによってコーポレートブランドの価値となり、当社のブランド価値や企業価値を築いていると認識しております。かかるブランド価値、企業価値のさらなる向上を図るためには、ニューモデルの積極的な投入、特に新技術の導入による新たな付加価値のある製品の開発が不可欠ですが、これを可能とするためには、新技術を生むための研究・開発のさらなる推進が重要となります。また、環境に配慮した低燃費エンジンの開発や電動二輪車等の次世代環境技術は将来高収益・規模成長が期待できる事業領域ですが、かかる事業領域で当社グループが収益をあげていくためには、事業の基礎となる研究・開発を積極的に推進することが不可欠です。こうしたブランド価値、企業価値の源泉に対する理解に欠ける者が当社を買収して財務及び事業の方針の決定を支配し、短期的な経済的効率性のみを重視して競争力を毀損する過度な生産コストや研究開発コストの削減を行うなど、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては、企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

このようなことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社の経営に与える影響、当社を取り巻く多くの関係者に対する影響、製品の安全性をはじめとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、また、相応の検討期間・交渉力等も確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

「感動創造企業－世界の人々に新たな感動と豊かな生活を提供する」という企業目的を達成するために中長期的視点から継続的・計画的な下記の諸施策を通じて企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております。

(イ) 中期経営計画に基づく企業価値向上の取組み

当社は、2012年12月18日に、2013年からの中期経営計画を発表しました。新しい中期経営計画は、「V字回復と収益の安定化」を目指した前回の中期経営計画を発展させ、「事業規模・財務力・企業力の持続的成長を図り、企業価値を高める」ことを目指すものです。

数値目標は、2017年迄に連結売上高2兆円・連結営業利益率7.5%に到達することを目指して、2015年の時点では連結売上高1兆6,000億円・連結営業利益率5%(800億円)を達成するということです。為替レートは、米ドル80円・ユーロ105円の前提です。

経営戦略

ヤマハらしい個性あるコンセプトで、お客様の期待を超えるような「モノ創り」「マーケティング」「新しい事業」で輝くこと、また経営変革に挑戦し続けることを骨子とします。経営変革として、コストダウン・構造改革・真のグローバル化等に取り組みます。

事業開発戦略

3つに層別(既存の基盤事業・次の刈り取り事業・新しい分野)して、それぞれに最適経営資源を投入して取り組みます。

1つ目は、現在の基盤事業である二輪車事業・マリン事業、技術的基盤事業としての自動車用エンジン事業について、新技術開発・商品競争力強化・市場拡大を図ることで、着実な成長を目指します。2つ目は、将来成長の布石を準備してきた、スマートパワービークル事業、特機事業、産業用機械・ロボット事業について、刈り取りの段階に進めていきます。3つ目は、新しい分野として、新オフロードビークル市場導入、新コンセプトモビリティ市場導入、無人システム(陸・海・空)など新技術導入に挑戦します。

商品開発戦略

3ヶ年・250のニューモデルを投入します(前回中期計画比2倍)。

「独創的なコンセプト」「卓越した性能・機能を実現する技術」「洗練された躍動美を表現するデザイン」で、ヤマハらしい個性を発揮して、お客様の期待を超えるようなモノ創りに挑戦します。

コストダウン戦略

2つの枠組みで、3ヶ年・900億円のコストダウンに取り組みます。

1つ目は、「グローバルなモノづくりを変える」ことを目的にして、製品のプラットフォームを進めること、市場品質基準に合わせた現地設計により図面を変えること、基本プラットフォームをベースにしたバリエーション開発を拡大することに取り組みます。

2つ目は、「グローバルな調達・供給を拡大する」ことを目的に、調達先を集約して戦略的協働活動を推進すること、生産のモノづくり力を高めること、ロジスティクスを合理化することに取り組みます。

財務戦略

積極的な成長投資と、株主還元・借入金返済をバランスさせることを目指します。

前回の中期経営計画では財務体質改善を優先させて、投資資金枠を償却費枠内に抑えていました。新しい中期経営計画では、投資資金枠を「償却費＋当期利益の1/2」に拡大して成長投資に備えると同時に、株主還元・借入金返済をバランスさせます。投資総額は、前回中期経営計画では1,250億円でしたが、新しい中期経営計画では1,900億円を予定しています。

また、株主還元として、前回中期計画と同様に、配当性向(連結)20%以上を継続します。

ブランド戦略

新しい中期経営計画をスタートするにあたり、グローバル・グループ全社の共通概念として、社内・社外へのブランドメッセージを準備してきました。「感動創造企業」を企業目的にして、新しいブランドスローガン「Revs your Heart」(Rev: エンジン回転を上げる・わくわくさせる・昂ぶらせる)を、全世界市場で発信していきます。その背景には、「ヤマハ発動機は、イノベーションへの情熱を胸に、お客様の人生を豊かにする、期待を超える価値と感動体験を提供したい」という強い思いが込められています。

中期経営計画 実績と目標

	2013年 (平成25年) 実績	2014年 (平成26年) 実績	2015年 (平成27年) 目標	2017年 (平成29年) 目指す姿
全製品販売台数	640万台	620万台	900万台	1,200万台
連結売上高	14,105億円	15,212億円	16,000億円	20,000億円
連結営業利益	551億円	872億円	800億円	1,500億円
連結営業利益率	3.9%	5.7%	5.0%	7.5%
ROE ※	11.5%	14.9%	10%	15%
自己資本比率	33%	35%	33%	35%
D/Eレシオ	1.0倍	0.9倍	1.0倍	1.0倍
コストダウン	104億円	144億円	900億円 (3年間)	1,500億円 (2013年から5年間)
為替 (米ドル/ユーロ)	98/130	106/140	80/105	80/105

※ ROEは当期純利益/期末自己資本で計算しています。

当社グループは、「モノ創りで輝き・存在感を発揮し続ける会社」を目指し、更なる企業価値向上に努めていきます。また、法令遵守をはじめとした企業倫理を徹底することなど、CSR活動を推進して社会的責任を果たして参ります。そして、グローバル経営を進めていくなかで、コーポレート・ガバナンスの改善に継続的に取り組み、ステークホルダーの皆様との更なる信頼関係を構築してまいります。

(ロ) コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを「長期的な企業価値最大化のために、経営体制を規律していくこと」と認識し、意思決定の迅速化や取締役の業績責任の明確化、透明性のある取締役人事・報酬制度の整備などに取組んでまいりました。具体的には、執行役員制を導入するとともに、社外取締役を複数名選任し、経営の執行と監督の分離に取組む一方、取締役の株主の皆様に対する責任を明確にするため、その任期を2年から1年に短縮しております。また、任意の委員会として常勤取締役及び社外取締役若干名からなる「役員人事委員会」を設置し、取締役・執行役員の候補者や報酬制度・報酬額についての審議を通じて、妥当性・透明性の向上を図っております。同委員会の審議に基づき、業績連動性の高い報酬制度への変革や役員退職慰労金の廃止を行いました。今後も、取締役会の役割を「グループの基本方針の承認と業務執行の監督」、執行役員の役割を「グループの経営及び業務執行」と明確化し、これに合致した経営体制の構築に取り組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保向上するための方策として、平成25年3月26日開催の第78期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)を導入・継続しております。本プランの概要は以下のとおりです。

(イ) 取締役会は、その決議により企業価値委員会を設置するものとします。企業価値委員会は、取締役会から付議される買収提案を検討し、以下の(ハ)に定める勧告決議を行うかどうかを審議するほか、取締役会から付議されるその他の事項を審議するものとし、その決議は、全委員の過半数により行うものとします。企業価値委員会の委員は当社の社外役員のみから選任されるものとします。

(ロ) 取締役会は、当社の20%以上の株式の取得行為(以下「特定買収行為」といいます。)を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案(特定買収行為を企図する者(グループ会社その他の関係者を含みます。))に関する事項、買収の目的、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定の基礎とその経緯、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記(ニ)(a)及び(b)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求める必要情報が記載されるものとします。必要情報が記載された当該提案を以下「買収提案」といい、買収提案を行った者を以下「買収提案者」といいます。)を予め書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。「確認決議」とは、下記(ハ)に定める企業価値委員会が行った勧告決議を受けてなされる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の株主割当て又は無償割当て(以下「無償割当て」といいます。)を行わない旨の取締役会決議をいいます。

なお、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、当社は必要に応じて情報提供を要請する場合があります。この場合、最初の情報提供要請を当該提案者に対して行った日から起算して60日を上限として、提案者に対して情報提供を要請しかつ当該提案者が回答を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)を設定することを基本とし、万が一必要情報が十分に揃わない場合であっても情報提供要請期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議期間を開始することを基本方針といたします。なお、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供要請期間を延長することができるものとしますが、当該延長期間も30日を上限とするものとします。

(ハ) 取締役会は、受領した買収提案を、企業価値委員会に速やかに付議することとします。企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(以下「勧告決議」といいます。)を行うかどうかを審議します。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領日又は情報提供要請期間の満了日のいずれか早い日から60日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90日)以内とします。合理的理由がある場合に限り、30日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。

(ニ) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用のものであるかどうかの観点(以下の(a)及び(b)の観点を含みます。)から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、本プランの手續を遵守した買収提案で以下に掲げる事項が全て充たされていると認められるものについては、勧告決議を行わなければならないものとします。

- (a) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
 - (I) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (II) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - (III) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (IV) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させてその処分利益をもって一時的な高配当やそれによる株価の急騰をねらって高値で売り抜けるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高い収益その他のリターンを得ようとする行為
 - (b) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）その他買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
 - (ホ) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
 - (ヘ) 確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、無償割当等の基準日等を定め、本新株予約権の無償割当等を行い、当該基準日時点の株主に本新株予約権を割り当てるものとします。但し、無償割当等の基準日以前の日で取締役会が定める日までに特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合（これに準じる特段の事情が生じたことと取締役会が認めた場合を含みます。）には、取締役会は当該無償割当等を中止し、その効力を生じさせないことができます。なお、本新株予約権の強制取得の対価として、特定買収者等に対する現金交付は行わないものとします。
- ④ 取締役会の判断及びその理由
- 本プランは、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入・更新されるものですが、その合理性を高めるため以下のような特段の工夫を施しております。
- (イ) 本プランは、平成25年3月26日開催の第78期定時株主総会において株主の皆様の承認を受けております。
 - (ロ) 当社取締役の任期は1年であり、任定期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議による取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。
 - (ハ) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社の業務執行に従事していない独立性が確保された当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、会社に対し負う当社役員としての法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について真摯に審議します。
そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきである旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされています。
 - (ニ) 企業価値委員会は、上記③(二)(a)及び(b)に掲げる事項が全て満たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとしており、客観性を高めるための仕組みが採られています。
 - (ホ) 株主総会におけるご承認の有効期間を第78期定時株主総会から3年に設定しております。有効期間中は、当該株主総会におけるご承認の授權の範囲内で、取締役会が1年ごとに本プランの内容を決定することとしており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。但し、有効期間内であっても、本プランは、上記④(ロ)にも記載のとおり、株主総会普通決議による取締役の選解任等を通じて、取締役会決議によりいつでも廃止可能であります。
 - (ヘ) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家等関係者の理解を得るための要件)を全て満たしております。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費は、663億円となりました。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、当社及び海外連結子会社の設備の状況に著しい変動がありました。主な変動の内容及び当第3四半期連結会計期間末における設備の状況は以下のとおりです。

① 提出会社

「本社及び磐田本社工場」にマリン実験棟等を新設しました。

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)
本社及び磐田本社工場	静岡県磐田市	二輪車 マリン 特機 その他	二輪車等の製造、二輪車及び船外機等の研究及び開発	43,620

② 在外子会社

平成27年3月にインドにおける当社の連結子会社であるIndia Yamaha Motor Pvt. Ltd.の「チェンナイ工場」が稼動を開始しました。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)
India Yamaha Motor Pvt. Ltd.	インド ウッタル・プラデシュ州、タミル・ナードゥ州	二輪車	輸送用機器製造	34,713

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数（株） (平成27年11月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	349,896,784	349,898,284	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	349,896,784	349,898,284	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成27年11月1日からこの四半期報告書提出日までに新株予約権が行使される場合に発行される株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日	—	349,896,784	—	85,781	—	74,056

(注) 平成27年10月1日から平成27年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1百万円増加しています。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 632,000 (相互保有株式) 普通株式 93,400	—	単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 349,026,300	3,490,263	同上
単元未満株式	普通株式 145,084	—	同上
発行済株式総数	349,896,784	—	—
総株主の議決権	—	3,490,263	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式3,500株が含まれています。また、議決権の数の欄には同機構名義の議決権35個が含まれています。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式3株及び次の相互保有株式が含まれています。
サクラ工業株式会社 59株、A. I. S株式会社 50株

② 【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	632,000	—	632,000	0.18
(相互保有株式) サクラ工業株式会社	静岡県浜松市東区半田町 18番地	93,200	—	93,200	0.03
(相互保有株式) A. I. S株式会社	静岡県浜松市東区有玉西町 777番地の1	200	—	200	0.00
計	—	725,400	—	725,400	0.21

(注) サクラ工業株式会社及びA. I. S株式会社の他人名義所有株式数に、当社の取引先会社で構成される持株会 (名称: ヤマハ発動機協力会社持株会、住所: 静岡県磐田市新貝2500番地) 名義の株式数は含まれていません。

2 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第3四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりです。

役職の変動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役 上席執行 役員	MC事業本部長 海外市場開拓 事業部長	取締役 上席執行 役員	MC事業本部長 MC事業本部 第1事業部長 海外市場開拓 事業部担当	渡部 克明	平成27年7月1日

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	137,082	112,881
受取手形及び売掛金	265,818	265,642
商品及び製品	208,093	206,848
仕掛品	52,556	53,824
原材料及び貯蔵品	54,811	53,086
その他	98,426	97,874
貸倒引当金	△14,247	△10,807
流動資産合計	802,541	779,350
固定資産		
有形固定資産	343,846	330,494
無形固定資産	7,290	8,058
投資その他の資産		
投資その他の資産	158,079	148,416
貸倒引当金	△1,717	△1,290
投資その他の資産合計	156,361	147,126
固定資産合計	507,499	485,679
資産合計	1,310,040	1,265,030
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	157,601	123,197
電子記録債務	717	27,119
短期借入金	125,908	150,478
1年内返済予定の長期借入金	97,340	64,010
未払法人税等	6,173	34,858
賞与引当金	11,464	18,460
製品保証引当金	19,533	17,401
その他の引当金	1,689	1,538
その他	115,737	85,728
流動負債合計	536,165	522,793
固定負債		
長期借入金	180,403	149,926
退職給付に係る負債	61,927	54,991
その他の引当金	1,494	901
その他	26,824	25,544
固定負債合計	270,650	231,363
負債合計	806,815	754,157

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,739	85,781
資本剰余金	74,655	74,696
利益剰余金	346,284	379,532
自己株式	△698	△706
株主資本合計	505,981	539,303
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,029	19,941
土地再評価差額金	10,931	11,490
為替換算調整勘定	△58,442	△87,918
退職給付に係る調整累計額	△13,783	△9,853
その他の包括利益累計額合計	△46,264	△66,339
新株予約権	33	12
少数株主持分	43,474	37,896
純資産合計	503,224	510,872
負債純資産合計	1,310,040	1,265,030

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
売上高	1,124,627	1,214,209
売上原価	852,898	894,185
売上総利益	271,729	320,024
販売費及び一般管理費	200,713	220,022
営業利益	71,016	100,001
営業外収益		
受取利息	5,490	7,364
その他	11,616	11,604
営業外収益合計	17,107	18,969
営業外費用		
支払利息	6,252	5,302
為替差損	—	6,630
その他	6,404	5,807
営業外費用合計	12,656	17,740
経常利益	75,466	101,229
特別利益		
固定資産売却益	208	348
新株予約権戻入益	40	1
持分変動利益	1,442	—
その他	0	35
特別利益合計	1,691	386
特別損失		
固定資産売却損	207	189
固定資産処分損	580	692
退職給付制度改定損	—	※1 362
その他	16	65
特別損失合計	804	1,309
税金等調整前四半期純利益	76,353	100,306
法人税、住民税及び事業税	19,241	27,158
過年度法人税等	※2 991	※2 36,093
法人税等調整額	△349	△17,835
法人税等合計	19,883	45,416
少数株主損益調整前四半期純利益	56,469	54,889
少数株主利益	3,986	5,892
四半期純利益	52,483	48,996

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	56,469	54,889
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△475	4,923
土地再評価差額金	△1	559
為替換算調整勘定	8,024	△32,802
退職給付に係る調整額	—	4,006
持分法適用会社に対する持分相当額	526	△1,330
その他の包括利益合計	8,073	△24,644
四半期包括利益	64,543	30,244
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	59,449	28,209
少数株主に係る四半期包括利益	5,093	2,035

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	76,353	100,306
減価償却費	27,313	33,043
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△680	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	1,305
受取利息及び受取配当金	△6,025	△7,944
支払利息	6,252	5,302
有形及び無形固定資産売却損益 (△は益)	△1	△159
有形及び無形固定資産処分損益 (△は益)	580	692
持分変動損益 (△は益)	△1,442	—
売上債権の増減額 (△は増加)	1,364	△13,075
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△18,640	△22,017
仕入債務の増減額 (△は減少)	13,036	△4,324
その他	△873	△8,992
小計	97,237	84,135
利息及び配当金の受取額	7,511	9,599
利息の支払額	△6,687	△5,319
法人税等の支払額	△13,758	△33,509
営業活動によるキャッシュ・フロー	84,304	54,905
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△201	△269
定期預金の払戻による収入	252	159
有形及び無形固定資産の取得による支出	△44,729	△49,202
有形及び無形固定資産の売却による収入	2,797	3,282
その他	△8,001	1,830
投資活動によるキャッシュ・フロー	△49,881	△44,199
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△59,252	38,368
長期借入れによる収入	97,190	17,224
長期借入金の返済による支出	△60,864	△68,409
少数株主からの払込みによる収入	3,300	—
自己株式の増減額 (△は増加)	△4	△8
配当金の支払額	△10,649	△16,588
少数株主への配当金の支払額	△4,844	△7,718
ストックオプションの行使による収入	39	62
その他	△263	△356
財務活動によるキャッシュ・フロー	△35,350	△37,425
現金及び現金同等物に係る換算差額	617	28
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△309	△26,691
現金及び現金同等物の期首残高	120,033	137,294
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,458	2,196
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 121,182	※ 112,799

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日公表分。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が1,579百万円減少し、利益剰余金が1,482百万円増加しています。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微です。

(追加情報)

当社は、平成21年12月期から平成25年12月期における当社と米国子会社との取引に関する移転価格について、日米租税条約に基づき日本及び米国両税務当局に対し、独立企業間価格の算定方法等に関する事前確認を平成20年に申請しました。以降、両国での国内審査及び両税務当局間の相互協議が続いておりましたが、今般、相互協議の進展により、当社の所得を減額、米国子会社の所得を同額増額する旨の確認通知書を受領する見込みとなりました。

これに伴い、米国子会社において法人税等の追加納付が見込まれるため、34,946百万円を当第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に「過年度法人税等」として見積り計上しています。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

下記の関係会社の金融機関借入金等に対して保証等を行っています。

前連結会計年度 (平成26年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)	
PT. Bussan Auto Finance	15,526百万円	PT. Bussan Auto Finance	11,709百万円
KYB Motorcycle Suspension India Pvt. Ltd.	275	KYB Motorcycle Suspension India Pvt. Ltd.	273
あまがさき健康の森株式会社	199	あまがさき健康の森株式会社	187
Yamaha Motor Pakistan Pvt. Ltd.	85		
計	16,087		12,170

上記の金額には保証類似行為によるものが前連結会計年度199百万円、当第3四半期連結会計期間187百万円含まれています。

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
受取手形割引高	150百万円	51百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 当社における確定給付企業年金制度の確定拠出年金制度への一部移行に伴う改定損です。

※2 過年度の取引に関する法人税等の追加費用計上額です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	121,148百万円	112,881百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△218	△191
流動資産のその他	252	109
現金及び現金同等物	121,182	112,799

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月25日 定時株主総会	普通株式	5,586	16円00銭	平成25年12月31日	平成26年3月26日	利益剰余金
平成26年8月5日 取締役会	普通株式	5,063	14円50銭	平成26年6月30日	平成26年9月10日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月26日 定時株主総会	普通株式	8,905	25円50銭	平成26年12月31日	平成27年3月27日	利益剰余金
平成27年8月4日 取締役会	普通株式	7,683	22円00銭	平成27年6月30日	平成27年9月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日）
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	二輪車	マリン	特機	産業用機械 ・ロボット	計				
売上高									
外部顧客への売上高	723,947	209,170	96,983	29,485	1,059,587	65,040	1,124,627	—	1,124,627
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	22,725	22,725	△22,725	—
計	723,947	209,170	96,983	29,485	1,059,587	87,766	1,147,353	△22,725	1,124,627
セグメント利益 (注) 2	17,668	37,686	5,481	4,696	65,532	5,483	71,016	0	71,016

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、電動アシスト自転車、産業用無人ヘリコプターに係る事業を含んでいます。

2 セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

当第3四半期連結累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日）
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	二輪車	マリン	特機	産業用機械 ・ロボット	計				
売上高									
外部顧客への売上高	771,267	232,695	110,618	36,416	1,150,997	63,211	1,214,209	—	1,214,209
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	24,358	24,358	△24,358	—
計	771,267	232,695	110,618	36,416	1,150,997	87,570	1,238,567	△24,358	1,214,209
セグメント利益 (注) 2	28,919	50,238	8,988	6,491	94,638	5,363	100,001	0	100,001

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、電動アシスト自転車、産業用無人ヘリコプターに係る事業を含んでいます。

2 セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	150円32銭	140円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	52,483	48,996
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	52,483	48,996
普通株式の期中平均株式数(株)	349,141,524	349,200,837
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	150円31銭	140円30銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	26,536	25,703
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成27年8月4日開催の取締役会において、当期の中間配当に関し、次のとおり決議しました。

- (1) 中間配当による配当金の総額…………… 7,683百万円
- (2) 1株当たりの金額…………… 22円00銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………… 平成27年9月10日

(注) 平成27年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、支払いを行っています。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月9日

ヤマハ発動機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田宮 紳司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝口 隆弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榎本 征範 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ発動機株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ発動機株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。